

懲戒処分の公表について

この度、2022年10月5日に、下記の対象者に対し処分を行いましたので公表します。

記

1. 対象者

所属・職位 : 立命館大学 准教授

2. 処分内容

「停職」とする。

その期間は6か月とし、2022年10月6日から2023年4月5日とする。

3. 根拠規程

学校法人立命館教職員就業規則第61条第1項第3号による。

4. 処分の年月日

2022年10月5日

5. 処分事由

本件対象者の一連の行為は、学校法人立命館教職員就業規則第60条第1項第1号「この規則その他法人の定める諸規程または法令に違反したとき」、同第60条第1項第2号「職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。」および同第60条第1項第10号「前各号に準ずる行為があったとき。」に該当する。

6. 事案の概要（事実概要）

本件対象者は、妻子があるにもかかわらず、自らが指導する学生と不適切な関係を継続した。大学教員として指導する学生とは成績評価権を有している点で対等な関係にはあらず、高い倫理性が求められる大学教員としてきわめて忌々しき行為である。また、当該学生に事故が生じた際、ただちに大学に報告して適切に対応すべきところ、学生との関係が大学に発覚することを恐れ、これを怠り、教員として学生への安全配慮義務や職務義務を果たさなかった。さらに、本件対象者は、所属長に対して、翻意して事実を報告するに至ったものの、自らの保身のために、当初は学生に専ら非があるとの虚偽報告を行った。

(以上)